

京都市觀光駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和8年1月28日

京都市長 松井孝治

京都市規則第43号

京都市觀光駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市觀光駐車場条例の一部を改正する条例（令和7年12月22日京都市条例第30号）の施行期日は、令和8年3月23日とする。

（建設局自転車政策推進室）